

## 監査公表第4号

### 財政的援助団体等監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を、糸魚川市監査基準に準拠して実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年12月28日

糸魚川市監査委員 渡邊 勇  
糸魚川市監査委員 加藤 康太郎

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査の種類   | 財政的援助団体等監査  |
| 2 | 監査の対象   | 指定管理者 株式会社糸魚川シーサイドバレー<br>施設名 シーサイドバーレースキー場<br>所管課 商工観光課                 |
| 3 | 監査の着眼点  | 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。                |
| 4 | 監査の実施内容 | 令和4年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。 |
| 5 | 監査の日程   | 令和5年11月24日  |
| 6 | 監査の実施場所 | 糸魚川市役所204会議室  |
| 7 | 監査の結果   | おおむね適正に行われていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、口頭で注意し、指導をした。                |